

土木系工事における快適トイレの運用の改定について (お知らせ)

令和 7 年 9 月
山口県土木建築部

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、令和 6 年 4 月より、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、快適トイレ）を導入したところです。

このたび、取組のより一層の強化のため、下記のとおり実施要領を改定することとしたので、お知らせします。

記

1 改定内容

請負対象設計額が 1 億円以上の工事は発注者指定型とし、施工条件書に発注者指定型である旨を明示する。

2 適用基準日

令和 7 年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

3 実施要領

詳細は、「土木系工事における快適トイレの実施要領」を参照。

実施要領は、技術管理課ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

(組織から探す > 技術管理課 > 技術基準等 > その他の技術基準・マニュアル等)